

規模拡大加算（戸別所得補償制度）（特会）

【平成23年度概算決定額：10,000,000（0）千円】

対策のポイント

農地の面的集積（連坦化）により経営規模を拡大する農業者を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、小規模で分散している農地を集積し、更なる経営規模の拡大を促進することが重要です。
- ・このため、戸別所得補償制度の一環として、面的集積（連坦化）により経営規模を拡大することに対して支援をします。

政策目標

農地の利用集積面積 5万ha（平成23年度）

<主な内容>

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）するために利用権を設定した農地の面積に応じて、2万円/10aを支払います（1回限り）。

※ 特例措置

戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず対象とします。

[お問い合わせ先:経営局構造改善課 (03-3591-1389 (直))]]